

重要事項説明書

(介護老人保健施設入所)

あなたに対する介護老人保健施設入所開始にあたり、介護保険法に関する厚生省令第40号5条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	ブラザー健康保険組合
主たる事務所の所在地	名古屋市瑞穂区苗代町15番1号
法人種別	その他公法人（健康保険組合）
代表者の氏名	理事長 小池 利和
電話番号	052-824-2134

2. ご利用施設

施設の名称	老人保健施設 瑞穂
施設の所在地	名古屋市瑞穂区荒崎町6番29号
都道府県知事許可番号	2350880007
管理者(常勤医)の氏名	日比 健志
電話番号	052-824-2411
ファクシミリ番号	052-824-3670

3. ご利用施設で実施する事業

事業の種類		愛知県知事の事業者指定		利用定員
		指定年月日	指定番号	
施設	介護老人保健施設	平成12年4月1日	2350880007	126名
居宅	通所リハビリテーション	平成12年4月1日	2350880007	70名
	介護予防通所リハビリテーション	平成18年4月1日	2350880007	
	短期入所療養介護	平成12年4月1日	2350880007	(4名)
	介護予防短期入所介護	平成18年4月1日	2350880007	
	訪問リハビリテーション	平成21年8月1日	2350880007	
	介護予防訪問リハビリテーション	平成21年8月1日	2350880007	
居宅介護支援事業所		平成12年5月15日	2370800258	

* 短期入所療養介護の定員数は介護老人保健施設の空床を利用するため、概ねの利用定員数であり、その定員は介護老人保健施設の定員の再掲です。

4. 施設の目的と運営の方針

施設の目的	老人保健施設 瑞穂は、介護が必要な高齢者に良質なケアとリハビリテーションを提供し、在宅復帰を目指します。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none"> 生活機能維持、向上を目的としたリハビリテーション 在宅復帰、自立支援施設としての役割を認識し、充実したリハビリテーションを提供します。 「At your side」(お客様第一主義)な組織文化の育成 利用者様ひとりひとりの個性を重視した目標と支援計画を立て、質の高いケアを医師・看護師・介護士をはじめ全てのスタッフがチームとなって提供します。 地域に根ざした施設 地域や家庭との結びつきを重視し、多くの方に気軽にご利用いただける開かれた施設を目指します。また関係行政機関・サービス提供機関との連絡調整を密にし、地域福祉の向上に努めます。

5. 施設の概要

老人保健施設 瑞穂

敷地	4.085 m ²	
建物	構造	鉄筋コンクリート造 5階建
	延床面積	6.187 m ²
	利用定員	126名

(1) 居室

居室の種類	室数	面積	1人あたり面積
個室Ⅰ (1人部屋)	5室	103.80 m ²	20.76 m ²
個室Ⅱ (1人部屋)	32室	417.41 m ²	13.04 m ²
個室Ⅲ (1人部屋)	1室	22.64 m ²	22.64 m ²
4人室	22室	766.31 m ²	8.71 m ²

(2) 主な設備

設備の種類	数	面積
診察室	1室	19.06 m ²
機能訓練室 (リハビリ評価室含む)	1室	220.34 m ²
サービスステーション	3ヶ所	74.88 m ²
食堂	3ヶ所	467.90 m ²
レクリエーションルーム (2・3階)	2ヶ所	95.33 m ²
認知症デイルーム (4階)	1ヶ所	94.71 m ²
一般浴室	5ヶ所	254.84 m ²
特別浴室 (特殊浴槽)	1ヶ所	31.50 m ²
便所	62ヶ所	197.06 m ²
調理室	1ヶ所	140.09 m ²

6. 職員体制

当施設の施設サービス事業に関わる従業者の職種や員数は以下のとおりです。

【令和5年度年平均入所者数より算定】

職 種	必置職員数 (常勤換算数)	備考
医師	1 名以上	管理者は常勤
薬剤師	0.299 名以上	
看護・介護	30 名以上	必要数
うち常勤	21 名以上	必要数の7割
うち看護職	8.6 名以上	必要数の2/7
うち介護職	21.4 名以上	必要数の5/7
支援相談員	1 名以上	常勤
介護支援専門員	1 名以上	常勤専従 他職種と兼務可
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	0.89 名以上	
管理栄養士(栄養士)	2 名以上	定員 126 名
歯科衛生士	実情に応じた適当数	
事務員	実情に応じた適当数	

7. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休 日
医師	月・火・水・木曜日 8:30~17:30 金・土曜日 9:00~17:00	
薬剤師	月・火・水・金曜日 8:30~17:00	
歯科衛生士	週2日(9:00~15:00)	
リハビリ職員	日勤 (8:30~17:30)	交替勤務(10日/月休み) *日曜日は定休
看護職員	日勤 (8:30~17:30) 夜勤 (17:00~翌10:30) 2勤務分 *昼間は1フロアに1~2名体制で勤務します。 *夜間は全館に1~2名体制で勤務します。	交替勤務(10日/月休み)
介護職員	早番 (7:00~15:30) 日勤 (8:30~17:30) 遅番 (11:30~20:00) 夜勤 (17:00~翌10:30) 2勤務分 *昼間は看護職員を含め、概ね職員1名あたり入所者7名のケアを担当します。 *夜間は看護職員を含め、概ね職員1名あたり入所者20名のケアを担当します。	交替勤務(10日/月休み)
介護支援専門員	日勤 (8:30~17:30)	交替勤務(10日/月休み)
支援相談員	日勤 (8:30~17:30)	交替勤務(10日/月休み) *日曜日は定休
管理栄養士	日勤 (8:30~17:30)	交替勤務(10日/月休み)
事務職員	日勤 (8:30~17:30)	交替勤務(10日/月休み)

8. 施設サービスの概要と利用料（法定代理受領を前提としています。）

（1）介護保険給付によるサービス

サービスの種類	内 容
医療・看護	<ul style="list-style-type: none"> ・診療は医師が必要と認める疾病又は負傷等に対し、的確な診断をもとに褥瘡の管理等を含め、療養上妥当適切に行います。 ・看護師は常に入所者の病状、心身の状況などの把握に努め、安全、安楽にお過ごしいただけるように配慮します。 ・介護老人保健施設の介護報酬には、日常的な医療にかかわる費用が既に含まれています。又、不必要に往診や通院をさせてはならないと定められている為、医師の指示のない往診や通院はできません。 ・当施設で行えない処置や手術、その他病状が著しく変化した場合は協力病院等、他の医療機関で治療をお受けいただきます。入所中に他の医療機関を受診された場合、施設で行える診療行為については、医療保険請求されません。医療保険請求とならない自費分は、当施設が負担させていただきます。 ・入所後は、ジェネリック医薬品を中心とした施設の採用薬に変更させていただきます。処方を変更する際の注意事項を医師、薬剤師及び看護師等の他職種で共有し、処方変更に伴う病状の悪化や新たな副作用の有無について、他職種で確認し、必要に応じて評価を行います。
リハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を支援するため、必要なりハビリをリハビリテーション総合計画書に基づき行います。 ・入所後3ヶ月以内の方には短期集中リハビリテーション、認知症短期集中リハビリテーションを実施します。 ・入所者の状態や個性により、施設類型が基本型の場合は概ね週2回、強化型の場合は概ね週3回のリハビリテーションを実施します。 ・当施設が保有するリハビリ機器の一例 筋力トレーニングマシン 平行棒 (重錘) 滑車 エアロバイク バランスマット ホットパック
栄養管理 食事介助	<ul style="list-style-type: none"> ・食事は栄養並びに身体状況、嗜好等に配慮し、バラエティに富んだ食事を提供します。 ・管理栄養士による栄養ケアマネジメントを実施し、食形態や療養食等、適切な栄養ケアを提供します。 ・食事は自立支援を考慮し、可能な限り離床して各階の食堂で摂っていただけるよう配慮します。
排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても必要な援助を行います。 ・オムツを使用せざるを得ない入所者については、陰部を清潔に保つよう心がけ、適切におむつの交換を行います。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴は週2回以上行います。また体調等により入浴ができない場合は清拭を行います。 ・寝たきり等で座位保持のできない方がストレッチャーで入浴する装置や、車イスのまま入浴できるリフト等も設置しております。
着替え・整容 など	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、体調などを考慮しながら、日中はできるだけ離床の働きかけをします。 ・生活リズムを考え、毎朝夕の着替えをお手伝いします。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・シーツ交換は、最低週1回実施いたします。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・常に入所者の心身の状況、病状等の的確な把握に努め、入所者またはその家族等に対し、その相談に適切に応じるとともに、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
レクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設での生活を実りあるものにするため、日常的にレクリエーションを行っております。

(2) 介護保険給付サービスにかかる利用料

区 分	利用料
法定代理受領の場合	介護報酬告示上の額 * 施設介護サービス費の1割~3割 (介護保険負担割合証をご確認下さい。) * 食費、居住費は給付対象外です。
法定代理受領でない場合	介護報酬告示上の額 * 施設介護サービスの基準額に同じ

(3) 介護報酬単位

施設類型/加算項目	分 類	報酬単位 数	金額 (円)
基本型 介護保健施設サービス費 ＜従来型個室＞	要介護1	717 単位	7,657 円
	要介護2	763 単位	8,148 円
	要介護3	828 単位	8,843 円
	要介護4	883 単位	9,430 円
	要介護5	932 単位	9,953 円
基本型 介護保健施設サービス費 ＜多床室＞	要介護1	793 単位	8,469 円
	要介護2	843 単位	9,003 円
	要介護3	908 単位	9,697 円
	要介護4	961 単位	10,263 円
	要介護5	1012 単位	10,808 円
在宅強化型 介護保健施設サービス費 ＜従来型個室＞	要介護1	788 単位	8,415 円
	要介護2	863 単位	9,216 円
	要介護3	928 単位	9,911 円
	要介護4	985 単位	10,519 円
	要介護5	1040 単位	11,107 円
在宅強化型 介護保健施設サービス費 ＜多床室＞	要介護1	871 単位	9,302 円
	要介護2	947 単位	10,113 円
	要介護3	1014 単位	10,829 円
	要介護4	1072 単位	11,448 円
	要介護5	1125 単位	12,015 円
初期加算 (I)	1 日	60 単位	640 円
初期加算 (II)	1 日	30 単位	320 円
サービス提供体制強化加算 (I)	1 日	22 単位	234 円
サービス提供体制強化加算 (II)	1 日	18 単位	192 円
サービス提供体制強化加算 (III)	1 日	6 単位	64 円
夜勤職員配置加算	1 日	24 単位	256 円
療養食加算	1 食	6 単位	64 円
経口維持加算 (I)	1 月	400 単位	4,272 円
経口維持加算 (II)	1 月	100 単位	1,068 円
経口移行加算	1 日	28 単位	299 円
短期集中リハビリテーション実施加算 (I)	1 日	258 単位	2,755 円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (I)	1 日	240 単位	2,563 円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (II)	1 日	120 単位	1,281 円
認知症ケア加算	1 日	76 単位	811 円
所定疾患施設療養費 (II)	1 日 (月 10 日限度)	480 単位	5,126 円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (I)	1 日	51 単位	544 円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (II)	1 日	51 単位	544 円
安全対策体制加算	1 回 (入所中 1 回のみ)	20 単位	213 円

高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	1月	10単位	106円
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	1月	5単位	53円
新興感染症等施設療養費	1日(月5日限度)	240単位	2,563円
再入所時栄養連携加算	1回(1人につき1回限度)	200単位	2,136円
ターミナルケア加算	1日(死亡日以前31~45日)	72単位	768円
	1日(死亡日以前4~30日)	160単位	1,708円
	1日(死亡日前日及び前々日)	910単位	9,718円
	1日(死亡日)	1900単位	20,292円
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	1回	480単位	5,126円
試行的退所時指導加算	1回	400単位	4,272円
退所時情報提供加算(Ⅰ)	1回	500単位	5,340円
退所時情報提供加算(Ⅱ)	1回	250単位	2,670円
入退所前連携加算(Ⅰ)	1回	600単位	6,408円
入退所前連携加算(Ⅱ)	1回	400単位	4,272円
訪問看護指示加算	1回	300単位	3,204円
外泊時費用	1日(月6日限度)	362単位	3,866円
協力医療機関連携加算(1)	1月	100単位	1,068円
協力医療機関連携加算(2)	1月	5単位	53円
栄養マネジメント強化加算	1日	11単位	117円
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	1月	90単位	961円
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	1月	110単位	1,174円
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)	1月	53単位	566円
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	1月	33単位	352円
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	1月	40単位	427円
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	1月	60単位	640円
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	1月	3単位	32円
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	1月	13単位	138円
排せつ支援加算(Ⅰ)	1月	10単位	106円
排せつ支援加算(Ⅱ)	1月	15単位	160円
排せつ支援加算(Ⅲ)	1月	20単位	213円
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ	1回	140単位	1,495円
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ	1回	70単位	747円
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	1回	240単位	2,563円
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	1回	100単位	1,068円
自立支援推進加算	1月	300単位	3,204円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に7.5%を乗じた単位数		

(4) 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内 容	自己負担額
食費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事時間は概ね次のとおりです。 朝食 7:30~ 昼食 12:00~ おやつ 15:00~ 夕食 17:45~ ・ 調理業務を日清医療食品株式会社に委託し、管理栄養士と協働して食べやすくおいしい食事の提供に努めております。 	<p>【食費（非課税）】 1,910 円/日</p> <p>* 低所得者層の方には、公費から補足給付がされ、法定の負担限度額をご負担いただきます。</p>
居室 (居住費) (特別な室料)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当施設では個室、多床室（相部屋）をご用意しております。 ・ 多床室をご利用の場合は、居住費をご負担いただきます。 ・ 個室をご利用の場合は、居住費及び特別な室料（いわゆる個室代）をご負担いただきます。 	<p>【居住費（非課税）】 多床室 743 円/日 個室 1,783 円/日</p> <p>* 低所得者層の方には、公費から補足給付がされ、法定の負担限度額をご負担いただきます。</p> <p>【特別な室料（税込）】 個室Ⅰ 2,200 円/日 個室Ⅱ 1,194 円/日 個室Ⅲ 2,530 円/日</p>
教養・娯楽 行事 レクリエーション クラブ活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ クラブ活動やレクリエーション、四季折々の行事等、興味に合わせてご参加いただけます。詳細はパンフレット等をご覧ください。 ・ 活動内容により、別途実費をご負担いただくことがあります。 	<p>教養娯楽費（非課税） 206 円/日</p>
日用品	<ul style="list-style-type: none"> ・ おしぼりタオル、バスタオルはじめ日常生活に必要な品をご用意します。 	<p>日用品費（非課税） 206 円/日</p>
喫茶室 「Cafe さくら」 売店	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間 10:00~15:30 年中無休（特定日を除く）です。 ・ ブラザーリビングサービス株式会社ならびにワタキューセイモア株式会社に委託。 	<p>実費 * 売店にて価格をご確認ください。</p>
理容・美容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎週木曜日に理容師・美容師の出張サービスがあります。ご希望の際は、職員までお申し付けください。 	<p>実費 * 詳細は料金表をご覧ください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個室には電話、テレビを設置しております。 ・ 個室電話は通話料をご負担いただきます。 ・ 電化製品をご利用の場合は、電気代実費相当額をいただきます。 ・ 必要に応じて、補食等の用意ができます。 	<p>実費 * 詳細は支援相談員にお問い合わせください。</p>
診断書等の書類作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当施設で診断書等を作成した場合、作成料をいただきます。 	<p>実費 * 詳細は支援相談員にお問い合わせください。</p>

(5) 利用料の支払い

利用料は1ヶ月毎（1日～月末）に計算し、請求書を翌月10日頃に郵送いたします。
原則、口座振替でのお支払いをお願いしております。手続きに日数を要しますので、手続きが完了するまでは、窓口での現金払いもしくは、銀行振り込みでのお支払いをお願い致します。
現金払い、銀行振り込みによるお支払期間は毎月11日～20日（日曜日を除く）です。

窓口現金払い	月曜日～土曜日 10:00～16:30（1階受付）
銀行振込み	振込先 三井住友銀行 上前津支店（普）6437184 名義人 ブラザー健康保険組合 ※必ずご利用者名でお振込み下さい。 ※振込手数料はお客様負担となります。

領収書は確定申告の医療費控除を行う場合に必要ですので、大切に保管下さい。
原則として領収書の再発行はいたしかねます。やむを得ず再発行をするには再発行手数料（1通につき1,100円(税込)）が必要となります。

9. 苦情等の窓口

当施設のサービスについて、ご不明な点や疑問ご意見等がございましたら、お気軽にお申し付け下さい。
また、エレベーター横に意見箱を設置しておりますので、あわせてご利用下さい。

ご利用相談	受付担当者 支援相談員 日置香穂里・千葉貴樹 受付時間 8:30～17:30（日・祝祭日を除く毎日）
当施設以外の苦情申立先	・名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 東桜分室（電話 959-2592） ・愛知県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口（電話 971-4165） ・お住まいの市区町村 介護保険窓口

10. ハラスメント対策

- 1) 当施設は介護職場におけるハラスメント防止対策に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指しています。
- 2) ご利用者やそのご家族等の関係者が当施設の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為、またセクシャルハラスメント等の行為を禁止します。
- 3) 職員への暴言・暴力・ハラスメント等によりサービスの中断や契約を解除する場合があります。

11. 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「老人保健施設瑞穂 消防計画」に則り、対応を行います。			
平常時の訓練等 防災設備	別途定める「老人保健施設瑞穂 消防計画」に則り、年2回夜間及び昼間を想定した消防訓練を実施します。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	有	防火戸・シャッター	14ヶ所
	避難階段	3ヶ所	屋内消火栓	有
	自動火災報知設備	有	非常通報装置	有
	誘導灯	45ヶ所	漏電火災報知機	無
	ガス漏れ報知器	有	非常用電源	有
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。			
消防計画等	瑞穂消防署への届出日：平成11年6月10日 防火管理者氏名：岡 季子			

1 2. 事故発生時の対応

事故発生時の対応	・ ご利用者に対する介護サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに保証人またはご家族等関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 ・ 当施設の責に帰すべき事由により、ご利用者が損害を被った場合、損害を賠償します。ただし、当施設の故意または過失によらない場合には、この限りではありません。
----------	--

1 3. 虐待の防止のための措置に関する事項

当施設は、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底します。利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。

- 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（リスクマネジメント委員会 身体拘束適正化・虐待防止検討チーム）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- 2) 虐待防止のための指針を整備し、全ての職員はその指針に従い業務にあたります。
- 3) 虐待を防止するための定期的（年 2 回）な職員研修を実施します。又、新規採用者に対する研修も実施します。
- 4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めます。担当者は、リスクマネジメント委員会 身体拘束適正化・虐待防止検討チーム 委員長とします。
- 5) 虐待等が発生した場合には速やかに市区町村または地域包括支援センターに報告し、事実確認に協力します。緊急性の高い事実が発生した場合には、市区町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。虐待等の事実が確認された場合は、委員会を開催し、再発防止策の検討またはその効果の評価を行い、虐待等の要因の除去と再発防止に努めることとします。

1 4. 身体的拘束その他の行動制限

- 1) 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載します。
- 2) 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施します。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

15. 個人情報の保持

- 1) 当施設及び当施設の職員は、業務上知り得た入所者又はその家族等関係者に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らさぬよう指導教育を行います。又、当施設の職員が退職後、在職中に知り得た情報を漏らすことがないように必要な措置を講じます。但し、例外として次の各号については、事前に同意を得たものとして情報を提供します。
 - ①介護保険サービス利用のための市区町村、居宅介護支援事業者や、その他の介護保険事業者等への情報を提供すること。
 - ②利用者に病状の急変が生じた場合等、主治の医師をはじめとする関連医療機関に対して、診療情報、心身の状況、生活歴や認知機能等に係る必要な情報を提供すること。
 - ③施設サービスにおいて、協力医療機関と入所者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的を開催するにあたり、協力医療機関へ入所者の情報を提供すること。
 - ④緊急時・災害時において生命・身体の保護のため、甲の安否情報を行政に提供すること。
- 2) 介護保険サービスの質の向上のため、学会・研究会等での事例研究発表等に情報を使用する際は、入所者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- 3) 個人情報の保持については、サービス終了後も同様の取扱いとします。

16. 協力医療機関および協力歯科医療機関

医療機関の名称	ブラザー健康保険組合 ブラザー記念病院
院長名	本田 亘
所在地	名古屋市瑞穂区塩入町 11 番 8 号
電話番号	052-824-2871
診療科	内科・外科・整形外科・眼科・婦人科・放射線科・歯科
入院設備	59 床

医療機関の名称	医療法人笠寺病院
院長名	春日井 貴雄
所在地	名古屋市南区松池町 3 番 19 号
電話番号	052-811-1151
診療科	内科・消化器内科・内視鏡内科・呼吸器内科・老年内科 糖尿病内科・代謝内科・内分泌内科・神経内科・循環器内科 外科・消化器外科・整形外科・皮膚科・リハビリテーション科 放射線科・麻酔科
入院設備	128 床

医療機関の名称	医療法人山和会 山口病院
院長名	山口 賢司
所在地	名古屋市南区加福本通 3 番 28 号
電話番号	052-611-6561
診療科	整形外科・消化器科・外科・内科・脳神経外科・リウマチ科 リハビリテーション科・皮膚泌尿器科・肛門科・放射線科 麻酔科
入院設備	60 床

医療機関の名称	社会医療法人宏潤会 大同病院
院長名	野々垣 浩二
所在地	名古屋市南区白水町 9 番
電話番号	052-611-6261
診療科	血液化学療法科・内分泌代謝科・腫瘍内科・腎臓内科・神経内科 呼吸器科・循環器科・外科・脳神経外科・整形外科・泌尿器科 麻酔科・産婦人科・耳鼻咽喉科・歯科・皮膚科・小児科・ 小児アレルギー科・消化器科・眼科
入院設備	404 床

17. 当施設ご利用に際し留意いただく事項

面会	面会は曜日を問わず 10:00 から 18:00 までとします。 面会時は面会届に必要事項を記入していただきます。 ※感染予防の観点から、面会に制限を設けることがあります。
消灯時間	当施設の消灯時間は 21:00 としています。消灯後は他の利用者の迷惑となるような行動、言動は慎んでいただきます。
外出・外泊	外出・外泊を希望される時は、日程がわかり次第申し出を行って下さい。当日は、外出・外泊届に必要事項を記入し、提出後、外出・外泊をして下さい。 当施設では、在宅復帰を目的としていることから入所中の外出・外泊を勧めています。 ※感染予防の観点から、外出・外泊をお控えいただくことがあります。
飲酒・喫煙	飲酒、敷地内での喫煙は禁止とします。
火気の取扱い	施設での火気の取扱いについては、別に定める消防計画に基づき行います。利用者及び入場者が施設内で火気を取扱うことは原則禁止し、火気使用設備器具は指定場所以外では使用しないで下さい。その他、火気を使用する必要がある場合は、事前に防火管理者に届出を行い、防火管理者の指導及び監督の下に使用して下さい。
設備・備品の利用	当施設が所有する設備・備品については許可なく形状を変えたり、施設外へ持ち出したりすることを禁止しています。また療養室内、食堂等に設置された設備・備品以外を使用する際は、予め施設職員にお申し出下さい。
所持品・備品等のお持ち込み	利用者が持参した所持品は見やすい場所に氏名を記入し、原則として利用者が自己にて管理を行っていただきます。ただし所持品の自己管理が困難であると認められる場合、施設側で管理を行います。また備品の持ち込みについては施設職員の許可を得るようにして下さい。 尚、飲食物の持ち込みについては誤嚥防止、衛生上の問題から、原則ご遠慮いただいております。持ち込みを希望される際は、職員に確認して下さい。病状によっては持ち込みをお断りする場合がありますのでご了承下さい。 また、ハサミやカミソリ、針などの危険物の持ち込みについてもご遠慮いただいております。
金銭・貴重品の管理	現金や貴重品の所持は、紛失やトラブル防止のため原則禁止とします。ただし利用者がお小遣い程度に所持する現金は、預託いただくことができます。利用者より預託された現金は事務室にて個々に出納簿を作成し、施錠管理します。
外出・外泊時等の施設外での受診	外出・外泊時等に施設医師の医学的判断等以外の場合で、施設外の医療機関を受診することは原則禁止とします。 ただし利用者の心身の状態が急変し、緊急やむを得ず受診することについてはこの限りではありません。
宗教活動	利用者が施設内で個々に宗教を信仰することは自由です。ただし他の利用者及び入場者に、それら宗教の勧誘を行うことは禁止とします。また施設内で行う個々の宗教活動が他の利用者の療養生活に支障をきたす場合は活動の自粛を求めたり、なお改善が見られない場合は退所等の措置を講じたりする場合があります。
ペットの持ち込み	当施設では施設内へのペットの持ち込みを禁止しています。ただし、盲導犬や介助犬等はこの限りではありません。
その他	利用者及び入場者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止とします。 その他、他の利用者への迷惑行為は禁止とします。他の利用者の療養生活に支障をきたす場合は退所等の措置を講じる場合があります。